

4-（1） 延長保育

① 保育必要量と延長保育

- 保育園等を利用できる時間は、保育必要量の認定区分（標準時間または短時間）により異なります。保育の利用時間は、保護者の就労時間や通勤時間、家庭の状況等に応じ、児童の健全な育成を図る観点から必要な範囲で、保護者と保育園等が相談のうえ、保育園等が決定します。
- 保育標準時間認定では最長 11 時間、保育短時間認定では最長 8 時間が 1 日の利用可能な時間です。保育短時間認定で、8 時間を超えて利用する場合は延長保育料がかかります。また、基本保育時間（各保育園等で異なります。）を超えて利用する場合も、延長保育料がかかります。

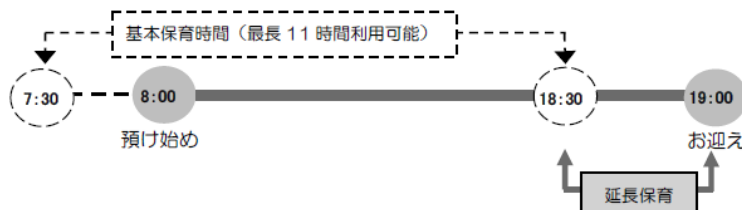
認可保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業の場合

- 基本保育時間は 11 時間です（区立保育園は 7 時 30 分～18 時 30 分）。

【保育標準時間認定】

- 各保育園等で定める基本保育時間内での利用であれば、延長保育料はかかりません。ただし、利用時間が 11 時間以内であっても、基本保育時間を超えた場合は延長保育料がかかります。

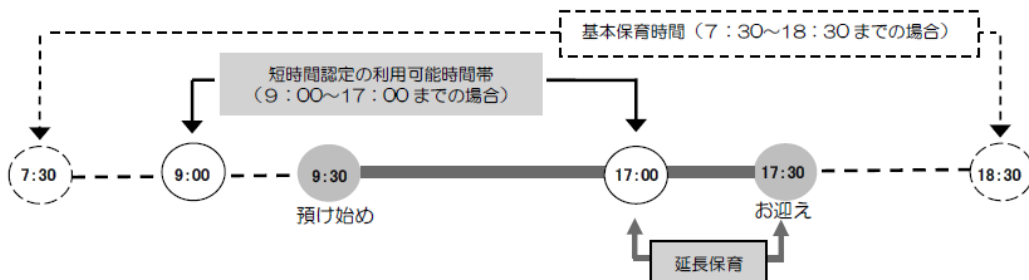
例：基本保育時間が 7 時 30 分～18 時 30 分、18 時 30 分以降は延長保育を実施している保育園の場合、8 時から 19 時まで 11 時間預けると、18 時 30 分から 19 時まで延長保育料がかかります。



【保育短時間認定】

- 各保育園等で定める基本保育時間内であっても、8 時間を超えた部分については延長保育料がかかります。また、各保育園等で、保育短時間認定の方の利用可能な時間帯を設定しています（区立保育園は 9 時～17 時）。各保育園等で設定した利用可能時間帯を超えた場合は、8 時間以内の利用であっても延長保育料がかかります。

例：短時間認定の利用可能時間帯が 9 時～17 時の保育園の場合、9 時 30 分から 17 時 30 分まで 8 時間預けると、17 時から 17 時 30 分までは延長保育料がかかります。



家庭的保育事業（保育ママ）の場合

- 基本保育時間は 8 時間で保育必要量は短時間認定となります。基本保育時間を超えた利用時間については延長保育料がかかります（延長保育を実施していない事業者もあります）。

※ 居宅訪問型保育事業については、保育課地域型保育事業係へお問い合わせください。